

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年1月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第67号

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を改正する規則

京都市運動施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「スポーツ情報提供システム（本市）」を「京都府自治体情報化推進協議会（以下「協議会」という。）」に改め、「という。）」の右に「又は当該申請をしようとするものの使用に係る電子計算機若しくは携帯電話用装置」を加え、「をいう。）」を削り、同条第2項中「市長から交付を受けた」を削り、「同じ。）」の右に「又は利用者識別番号（電子申請をしようとするものを識別するための番号をいう。以下同じ。）」を、「端末機」の右に「又は電子申請をしようとするものの使用に係る電子計算機若しくは携帯電話用装置」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

利用者カードの交付を受けようとするものは、氏名及び住所（団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）、電話番号並びに暗証番号を市長に届け出なければならない。この場合においては、氏名及び住所を証する書類（本市において、住民基本台帳法により住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法により外国人登録原票に登録さ

れている者（以下「市内居住者」という。）にあっては、その旨を証する書類）を提出しなければならない。

第3条第2項中「前条第1項に規定する」を「協議会の使用に係る」に、「前項各号に掲げる」を「当該届出に係る」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、京都市体育館、京都市武道センター及び京都市横大路運動公園の体育館（以下「体育館等」という。）以外の運動施設に関し電子申請の受付をしない期間については、別に定める。

第5条第2項中「前条第2項第1号に掲げる団体が野球場等」を「市内居住者が体育館等以外の運動施設」に、「当該団体」を「当該電子申請をしたもの」に、「9日」を「7日」に改め、「第3条第1項第2号に掲げる」を削り、同条第3項中「野球場等」を「体育館等以外の運動施設」に、「前条第2項第1号に掲げる団体」を「市内居住者」に改める。

第7条中「第3条第1項第2号に掲げる」を削る。

第8条中「第3条第1項第1号に掲げる事項」を「第3条第1項の規定による届出に係る事項（暗証番号を除く。）」に改める。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（利用者識別番号を使用した手続）

第11条 利用者識別番号を使用する場合の運動施設の使用の手続については、第3条から前条までの規定に準じて、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、所轄局長が定める。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)